

茨木市市役所前線基本計画等策定支援業務委託仕様書

この仕様書は、茨木市市役所前線基本計画等策定支援業務委託について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。

1 件名

茨木市市役所前線基本計画等策定支援業務委託

2 業務の目的

市役所前線の歩行者中心の空間整備に向け、各種調査やデザイン面の検討を行うことにより、「おにクル」整備後の利用者等の安全性確保や、パーク機能としての価値向上を図る。

3 委託する業務の内容

ア 茨木市市役所前線基本計画等の策定

a) 前提条件の整理

b) 各機能分担の整理・検討

市役所前線と、隣接する公共空間との機能分担について整理する。なお、整理にあたっては、時間帯や実施するイベント等によってどのような変化が見られるかという視点を入れること。

c) デザインコンセプトの整理・検討

市民会館跡地エリア全体の価値向上につながるような市役所前線のデザインコンセプトについて整理・検討を行う。

d) 配置ゾーニングの検討、整備イメージの作成

上記 a) ～ c) の検討を踏まえ、配置、ゾーニング及び動線計画を検討し、配置ゾーニング図を作成する。

e) 事業計画の検討

上記 a) ～ d) の検討を踏まえ、整備方針及び事業計画（事業手法、範囲、スケジュール等）の検討を行う。

f) その他策定支援に関係する業務

その他必要に応じ、計画策定に必要な資料の収集等の支援業務を行う。

イ 調査業務

市役所前線及びその周辺について以下の調査を行うこと。

a) 測量調査

- ・基本設計の作図に必要な測量を行う。
- ・既存測量図は別紙に示す。

b) 地下埋設物調査

- ・市役所前線等について植栽、照明及び排水施設計画の支障となる地下埋設物の調査を行う。

ウ 基本設計業務

- ・市役所前線等の平面図、縦横断面図、植栽計画図、照明計画図の作成及び概算費用の積算を行う。

エ パース、動画作成業務

- ・本業務での検討を踏まえ、市役所前線及びその周辺について複数のパースを作成すること。
- ・作成したパースを踏まえた動画を作成すること。

オ 社会実験実施業務

- ・市役所前線の一部を通行止めとし、デザインや家具等の配置による空間の使われ方や人々の行動の変化、人流の変化等を検証する社会実験を行い、検証結果をまとめる。（国土交通省都市構造再編集中支援事業における指標としても活用予定）

※令和4年度：1～2日間程度

令和5年度：2日間程度

（範囲や開催日時間については、警察等と協議の上決定する。なお、警察等との協議は、市と受託者が協力して行う。）

カ その他業務

以下の項目については、本市と協議のうえ、必要に応じて実施する。

- ・協議打合せ（月1回程度を想定）
- ・業務報告書作成
- ・受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

※ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

4 成果品

本業務の成果品として、次のものを事業年度ごとに提出する。編集については、市担当者と十分協議することとし、紙媒体のほか電子データ（CD-Rに入力）でも納品すること。

- (1) 業務報告書 3部
- (2) 市役所前線等基本計画 3部
- (3) 調査業務結果 一式
- (4) 基本設計 一式
- (5) パース、動画 一式
- (6) 社会実験検証結果報告書 3部

(7) 成果品を記録した電子媒体 一式

5 契約期間

本業務の契約期間は、契約締結日から令和6年3月22日までとする。

6 委託料の支払い

本業務の委託料は、各会計年度の業務終了後に支払う。

7 その他遵守事項

(1) 成果品にかかる著作権は茨木市に帰属することとする。

(2) 業務が完了し、または、契約期間が満了した後であっても、内部に不備・不完全な部分が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。

(3) 本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに市と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。

(4) 本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記が無い事項については市と協議の上これを決定する。